

新型コロナウイルスの対応についての  
全国知事アンケート

都道  
府県

愛知県

お名前

大村 秀章



第5問 今回の急激な感染拡大が起こる前に、国や自治体がどのような対策をしておくべきだったと思いますか。ご自由にお書きください。

国の通知等に基づき、患者推計を行うとともに、病床確保計画や検査体制整備計画を策定し、感染拡大に備えてきた。

また、以下のとおり様々な対策に取り組んだ結果、現在までに医療崩壊を起こすことなく、患者に対して必要な医療を提供することができている。

- 発熱患者等が地域の医療機関において診療・検査が受けられる新たな体制として、診療・検査医療機関は 1,453 医療機関を指定し、1日あたり 29,000 件以上の抗原検査・PCR検査が実施できる体制を構築した。
- また、診療・検査医療機関からの依頼に応えるため、PCR検査能力は、1日あたり 4,400 件を超える能力を確保し、順次拡充している。
- 受診・相談センターは、県保健所及び4保健所設置市(16 か所)に設置し、電話相談体制を整備した医療機関は、9医療機関を指定。その他、愛知県救急医療情報センターにおいても診療・検査医療機関を案内している。
- 医療提供体制としては、2020年10月に新型コロナウイルス感染症専門病院として愛知県立愛知病院を開院し、中等症患者及び軽症の高齢者の集中的な受け入れを行っている。
- 入院病床は、昨年末に71病院934床+ $\alpha$ を確保していたが、今後の感染拡大に備え、更なる病床確保に取り組み、現時点において1,102床+ $\alpha$ まで拡充したところである。このうち、重症者用病床は125床である。
- 宿泊療養施設については、3施設合計1,109室を稼働している。

引き続き、医療提供体制の確保に万全を期していく。

第6問 新型コロナウイルスの対応について、厚生労働省は都道府県にさまざまな通知を出しています。貴都道府県は、通知をどの程度重視していますか。(〇は1つ)

1. 大いに重視している      2. ある程度重視している  
3. あまり重視しない      4. まったく重視しない

第7問 第6問のお答えの理由や、これまで通知と異なる対応をした例がありましたらお書きください。

医療提供体制や検査体制の整備等、基本的に国通知の内容を踏まえ、対応している。  
一方で、例えば、疫学調査においては、4月20日に国の調査要領が改正される前から、発症の2日前から他人に感染させる可能性があることを事例から判断し、それに基づき濃厚接触者を調査することで、クラスター発生防止の取組みを進めるなど、本県の経験を重視した感染対策も行ってきた。

第8問 新型コロナウイルスの対応を行うにあたり、貴都道府県の保健所の体制は十分だと思えますか。(〇は1つ)

1. 十分だ      2. 十分ではない

第10問へ

第9問 (「十分ではない」と答えた方に) 「十分ではない」のは具体的にどんなことですか。

(回答不要)

第10問 政府は、2月下旬までに新型コロナウイルスのワクチンの接種が始められるように準備を進めています。貴都道府県ではワクチン接種を円滑に進められると思えますか。もっとも近いものに〇をつけてください。(〇は1つ)

1. できると思う      2. できると思うが不安はある      3. 不安が大きい

第11問 第10問のお答えの理由について、ご自由にお書きください。

政府の示したスケジュールに則り準備を進めているところではあるが、国から必要なワクチンが確実に供給されるのかを懸念している。

第12問 次にあげた、新型コロナウイルスをめぐる国の対応を、どの程度評価しますか。  
A～Eそれぞれについて、1～4の選択肢から1つずつ○をつけてください。

|                     | 1.<br>評価する | 2.<br>どちらかといえば<br>評価する | 3.<br>どちらかといえば<br>評価しない | 4.<br>評価しない |
|---------------------|------------|------------------------|-------------------------|-------------|
| A. Go Toキャンペーン ⇒    | 1          | 2                      | 3                       | 4           |
| B. 緊急包括支援交付金の創設 ⇒   | 1          | 2                      | 3                       | 4           |
| C. 地方創生臨時交付金の積み増し ⇒ | 1          | 2                      | 3                       | 4           |
| D. 現金10万円の一律給付 ⇒    | 1          | 2                      | 3                       | 4           |
| E. 2020年春の一斉休校の措置 ⇒ | 1          | 2                      | 3                       | 4           |

第13問 2000年の地方分権改革一括法の施行から20年がたちました。  
 ウィズコロナ時代、アフターコロナ時代の国と地方の関係、地方分権のあり方について、  
 どんなことでもかまいませんので、ご自由にお書きください。

地方分権改革は、住民に身近な行政はできる限り地方に任せることで、国は、国家の存立の根源に関わるもの、国家的危機管理、真に全国的な視点に立って行わなければならないものなどに国家機能を集約し、国と地方の役割分担を徹底して見直す取組である。

ウィズコロナ時代、アフターコロナ時代においても、引き続き、自らの判断により、地域づくりができるよう、改革を推進することが必要である。

回答日 2021年1月 

|   |   |
|---|---|
| 2 | 2 |
|---|---|

 日